



OGORI TOWN

広報
No.663

お祭り

特集号

平成14年10月11日発行



県央のまちづくりを考える

- I 市町村合併の背景……………P.2
- II 県央地域と小郡町の状況……………P.3
- III 合併のメリット・デメリット…P.4～5
- IV 法定合併協議会の中で協議を…P.6
- V 小郡町のまちづくりビジョン…P.7
質問・意見 ……………P.7～8

地域説明会を終えて

小郡町は、県内交通の要衝、県内観光の拠点として発展してまいりました。また、全国規模の企業の支店営業所が多く立地し、山口県流通センターも開業するなど、県内随一の業務・流通機能の集積地でもあります。景気低迷の続く昨今、分散型都市構造を呈する県内の市町村では、地方分権推進の中で、経済・生活交流圏において、地方分権の受け皿づくりとしての市町村合併を模索中であります。

県都の玄関口に位置する小郡町は、現在、山口市、防府市、徳地町、秋穂町、阿知須町との2市4町による県央合併の検討を進めています。

広報でもお知らせしたところですが、去る8月20日から28日まで町内5か所で「町長と語り合う県央合併」と題して、この問題について本町の現状や将来を語り合う場を設けました。その内容はホームページにも掲載しておりますが、会場に来られなかった方にもお知らせするため、特集号を発行いたしました。今、合併が議論されている理由は「地方分権、少子・高齢化への対応」「国と地方の危機的な



財政状況」など、また山口県中部に活力を生み出すために必要な核都市づくりのためです。合併にはいろいろなメリットがあります。一方では、慎重に考えていかななくてはならない課題もあります。したがって合併のメリットやデメリットを整理しながら、法定合併協議会で慎重に協議し、合併するべきかどうかを判断していかななくてはならないと考えております。

市町村合併は、これまで独立した自治体が統合されるのですから、人口規模による発言力を持つて事を押し進めるのではなく「和と話と輪」(調和・話し合い・連携プレー)をもって地域の特性を最大限理解するとともに生かせる新市建設計画が創造できるかが大切な要素となりましょう。

皆さんの率直なご意見、ご要望をお寄せ頂き、これからの小郡町の進む道をもとに考えてまいります。

小郡町長 岩城精一

1 市町村合併の背景

1 地方分権への対応

戦後半世紀を経過し、社会構造の変化に伴って価値観や生活様式が多様化し、これまでのような国がすべてを決める中央集権型システムでは、人々のニーズに的確に対応することが難しくなってきました。

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、市町村は国・県から与えられた仕事をしていればよい時代は終わり、自ら条例を制定し運用する自己決定、自己責任が発生するなど、地域にふさわしい施策を展開する時代を迎えています。

そのためには、自治体の資質と能力の向上が必要です。ある程度の人口規模の自治体であれば、例えば保健・福祉などの分野で専門的な知識と能力を持つた職員をそろえることができるのに対し、小さな町村では一人がいくつもの仕事をかかえており、多様化・高度化するニーズに対応することが困難です。

合併によって自治体が大きくなれば、専門職員を配置するこ

とも可能です。

2 少子・高齢化の影響

合併が求められる理由の一つに、少子・高齢化の問題があります。

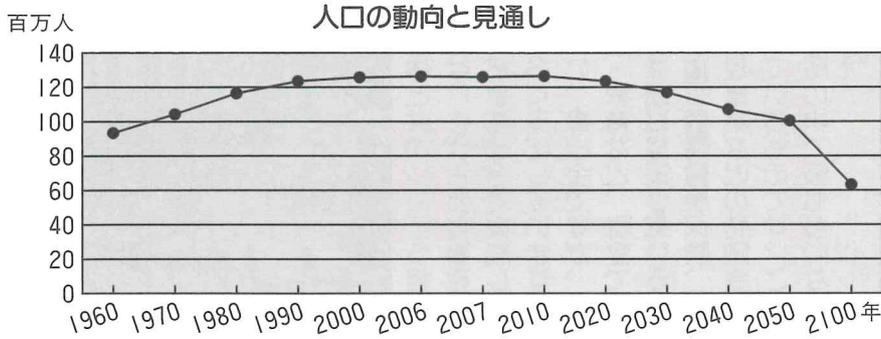
少子化によって、現在でも6割を超える市町村で、人口が自然に減少しています。我が国の総人口は平成19年(次ページ)グラフ中2007年)から減少に転じ、現在の約1億2600万人が、2100年には6400万人にまで減少すると見込まれています。

山口県の人口も平成42年には、現在より約30万人も減少するという推計も出ています。これは県央2市4町の人口に相当します。

高齢化も急速に進み、65歳以上の老年人口が総人口に占める割合は、平成27年には山口県を含む4県で30%を超え、さらに、平成42年には35道県で30%を超えます。

一方、0歳から14歳までの年少人口も、平成22年以降はすべの都道府県で減少すると考えられます。

少子・高齢化が進むと、労働力人口(15歳~64歳)の減少など経済活動に悪影響をもたらし、



資料「日本の将来推計(平成14年1月推計)」国立社会保障・人口問題研究所



医療・福祉等の社会保障関係費の増大など、地方の財政はますます厳しくなります。この面からも、市町村は自らの行財政の効率化を図り、合併などの手段を通じて財政基盤の強化に努める必要があります。



3 危機的な財政状況

国と地方の財政が危機的な状況にあることが、市町村合併を進めようとするもう一つの理由です。

国と地方を合わせた借金の合計は平成14年度末で約693兆円になると見込まれており、これは平成13年度のGDP(国内総生産)の約500兆円を上回る額に達しています。

また地方の借金残高だけでも1995兆円と、GDPの約4割に相当し、国も地方も非常に厳しい台所事情にあります。

Ⅱ 県央地域と小郡町の状況

1 県央合併で検討されている枠組み

県央合併で調査・研究が進んでいるのは、山口市、防府市、徳地町、秋穂町、阿知須町の2市4町の枠組みです。

平成12年度に行われたシミュレーションでは、これに美東町、秋芳町、阿東町を加えた2市7町や、山口市との1市1町の枠組みもあります。

広域行政・一部事務組合など

の強いつながりのある、2市4町で人口30万人の中核都市をつくり、新しいエネルギーを生み出すために、合併に関する研究が進みつつあります。

2 財政状況

このため、合併の是非を含めたあらゆる問題を協議する法定合併協議会の設置について、住民の理解を得るため各市町で動きが活発になってきています。

2市4町の収入合計は、平成12年度普通会計決算で約1060億円であり、小郡町の約14倍です。多い順に山口市466億円、防府市386億円、小郡町77億円、徳地町54億円、阿知須町40億円、秋穂町37億円です。

このままでは、人口や面積、規模などに違いがあつて単純な比較ができませんので、住民一人当たりに換算し、小郡町を100として比較してみました(下表)。

「市町税」についてみると、本町が100なら、山口市は69ですから、本町のほうが31多いということであり、収入に占める税収の割合が高いということがわかります。

支出では、「一部事務組合負担金」「繰出金」が一番多くなつて

住民1人当たりの比較

主な項目		小郡町	山口市	防府市	徳地町	秋穂町	阿知須町
収入	市町税	100	69	72	33	34	63
	国県支出金・地方交付税	100	164	165	675	448	340
支出	義務的経費	100	96	119	197	138	121
	一部事務組合負担金	100	81	1	7	46	5
	繰出金	100	57	59	70	76	77
	投資的経費	100	180	134	240	179	210
残高	借入金	100	136	123	212	160	184
	積立金	100	385	278	1454	250	467

います。この一部事務組合とは、広域で事業を行ったほうがよいものや、設備投資や運営に莫大な費用がかかるもので、例えば水道やごみ処理、消防などを周辺の



3 上下水道の状況

2市4町の水道の普及率は、徳地町を除き県平均の90・4%を若干上回っています。水道料金は、水資源の確保の費用や建設工事費・維持管理費が異なるため、単純な比較が難しい面があります。

本町は、一般会計から水道事業会計へ多額の繰出しをしています。水道は独立採算制ですから、料金収入などによってその経費を賄うべきですが、税金の投入により料金を安く抑えています。

この投入額は一年で1億3000万円にもなり、これがないと仮定すると、現行の18400円の料金は、24000円を超えるとの試算もできます。本町の下水道普及率は、全国平均の59・5%、県平均の44・9%また、県内の各市町を大きく上回っています。

このように、本町の上下水道が高い整備水準にあるのは、他市町村よりも早くから事業に取り組みとともに、料金を低く抑え、受益者負担金制度を設けず、これらの差額を政策として税金で賄ってきたためです。

これが行財政の効率化を進めていく上で大きな負担になり、広域水道の受水開始と併せて独立採算制の点からも料金の引き上げは必要になってきます。

また、施設が老朽化してきており、維持管理費の増大や施設の改修などが今後の課題です。例えば、下水道では駅周辺など最初に整備した合流式（汚水と雨水をいっしょに流す方式）を環境に配慮した分流式に切り替えるなど、新たな整備が必要になります。

4 地方分権の受け皿づくり

このように、一見、高水準、低負担に見えますが、財政状況は厳しく、新しいサービスの提供などを考えるとこのままでいいのでは、「という考えは通用しなくなることも考えられ、合併の検討はおろそかに出来ません。

国においても、地方財政改革を、強力かつ一体的に進めるため、補助金の整理廃止や地方交付税の削減を行うかわりに、税金などの財源を地方へ移すことで、地方財政を自立させ、地方分権改革の受け皿となる市町村合併への取組を促進するという方針が出されています。

そして、例えば30万人という一定規模の自治体には、より一層の仕事と責任を持たせる一方、住民ニーズに対応することが困難となるような小規模の自治体には、事務の一部を県や周辺の大規模自治体が肩代わりするという考えも示されています。

Ⅲ 合併の

メリット・デメリット

1 規模の拡大によるメリット

▼ 住民票の交付場所が増えることや、職場の近くの保育園に子どもを預けることが可能になるなど、利便性が向上します。

▼ 小規模の自治体では十分確保できなかった社会福祉士などの専門職員を増強できるなど高度なサービスの提供が可能になります。

▼ 住民の生活圏の拡大に対応し、より広い観点から道路整備や土地利用を行うことで市町村境にこだわらない地域の特色を生かしたまちづくりができます。

▼ 市長・町長・議会議員や総務・企画部門の職員などの重複する人件費などを削減し、それらを他に活用することができま

上下水道の状況

(使用水量1か月20㎡の比較)

区分	上水道					飲料水供給施設
	山口市	防府市	小郡町	阿知須町	秋穂町	
給水人口(人)	127,597	108,564	22,384	8,163	7,728	39
普及率(%)	94.4	92.7	99.1	93.0	93.8	0.4
水道料金(円)	2,815	2,310	1,840	2,780	2,815	

区分	公共下水道					農業集落排水施設
	山口市	防府市	小郡町	阿知須町	秋穂町	
普及率(%)	43.2	37.4	91.8	31.1	23.0	7.0
受益者負担金(円/㎡)	191~360	300	制度無し	300	制度無し	制度無し
使用料(円)	2,400	2,500	1,840	2,100	1,600+ α	1,600+ α

この住民一人当たりの収入・支出でみると、本町は町税などの自主財源が多く、安定した財政運営が可能ですが、広域で行う事務・事業への負担金や上下水道・国民健康保険などへの繰出金が多く、これらが財政を圧迫しています。

このままでは、本町も行政サービスを維持向上させることが難しい状況にあります。

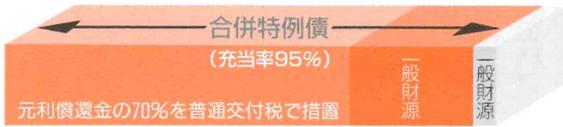
す。例えば県央2市4町では、10年間で約25億円の削減が可能です。

▼ 今の経済情勢では、合併しても「企業進出」や「プロシエクト誘致」が進むとは言えませんが、「地域の存在感・格」の向上によってイメージアップが期待できます。

▼ 小規模自治体では実施できない大型事業などが可能になります。

2 財政支援措置によるメリット

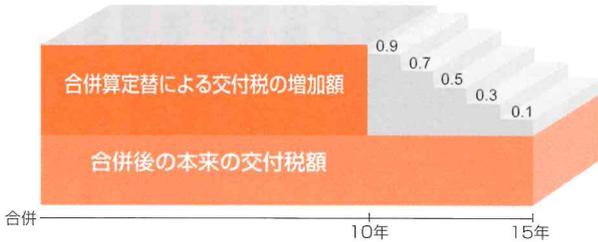
▼ 合併特例債
合併には、国や県からさまざま



まな優遇措置が設けられています。これらの有利な制度を活用することも大きなメリットです。

▼ 合併に関する事業（合併後10年間）については、事業費の95%まで借入れすることができま。これを合併特例債といいますが、そしてこの借入返済額の70%を、「地方交付税」に算入することによって、自治体の負担を軽減するというものです。

▼ 普通交付税の合併算定替
市町村は、合併することによって経費の節約が可能となりますが、国から配分される「地方交付税」が合併前と比べ少なくなくなります。



しかし、経費の節約は合併後すぐに効果がでるものばかりではないことから、急激に交付税額が減らないように、合併後10年間は合併前と同じ額を保障し、次の5年間で段階的に減らしていくというものです。

▼ 特別交付税措置など
また、合併市町村間の公共料金格差などを是正する一時的な経費に対して「特別交付税」が合併後3年間交付されます。

そのほか、法定合併協議会設置に対する補助金など、国や県から、合併に対する取組みや合併後の財政基盤を強化するため、さまざま支援策が準備されています。

▼ 合併特例法の期限

このような優遇措置が受けられるのは、合併特例法の期限である平成17年3月末日までに合併した市町村です。

法定合併協議会が設置されてから、合併後15カ年度までの、財政支援額を県央2市4町で試算すると、合併特例債による建設事業費が約709億円で、以下普通交付税や特別交付税・補助金など、合計1058億円となります。

サービスは高く、負担は低く抑えるため、これらの優遇措置

を上手に活用する必要がありま

3 デメリット

▼ 合併市町村の中心部と周辺部で地域格差が生じるのでは？

▼ 住民意見の施策への反映や極め細かなサービスが受けられなくなるのでは？

▼ 役場が遠くなることにより、利便性が低下するのでは？

▼ 地域の文化、伝統などが失われるのでは？

▼ 使用料・手数料等の住民負担が大きくなるのでは？

サービスは高い方に、負担は低い方に合わせることが合併の基本的な考え方ですが、実際は、法定合併協議会においてこれらの内容が調整されます。

したがって2市4町の共通の場で協議しないと、合併したほうがいいのかわからないというのか、判断できないということです。

4 合併すると住民の声が行政に届きにくくなるのじゃあ、

(1) 住民自治の拡充

合併は「民意が反映されにくくなったり住民と行政の距離が遠くなったりする」という指摘

があります。

しかし、規模の小さな市町村ほど住民自治が充実しているでしょう。結論からいえば、住民自治が拡充されるかどうかは住民の自治体運営への主体的な参加の程度、またそうした参加を可能とする仕組みが出来るかによって決まります。



具体的には情報公開や政策評価などの手法を活用し、施策、予算、その結果などを住民にわかりやすく説明する取組（アカウンタビリティ）や、政策の企画から実施に至るまでの過程に住民参加を取り入れる取組（パブリック・コメント）などがあります。

これらの取組は、ある程度の自治体規模がないと実施が困難です。この点からすると、合併は、従来の行政のスタイルを見直し、住民参画の促進を行えば、

住民自治の拡充につながるまちづくりの一つの手段となります。

（2）住民の役割
今日では、「協働」ということが重視されています。これは、住民やボランティア団体やNPOなどと行政が、地域課題の解決や行政施策の企画・実施といった共通の目的を実現するために対等の関係で協力して活動することです。

地域活性化の取組に成功した地域は、行政主導でなく住民やNPOなどの自発的な活動が契機となった例が多いといわれています。

（3）住民自治組織の必要性と現状
住民が地域の課題に対して主体的に関わるためには、住民自身の手による住民組織をつくる必要があります。小郡町では小学校区づくりの「コミュニティ規模が、顔の見えるお付き合い」の単位として理想です。

合併をきっかけとして新たに住民参加の仕組みをつくらうとする場合、地域審議会を設けることができます。これは旧市町村の区域を単位として設けられ、市町村建設計画の進み具合などについて話し合われます。この審議会に住民自治組織の代表者

を加えるなど、地域住民の合意を形成する場として、積極的に活用することが重要です。

Ⅳ 法定合併協議会の中で協議を

この県央2市4町が共同で、まちづくりの計画を作っていくためには、あらゆる問題を話し合う場として、地方自治法や合

併特別法に基づいた法定合併協議会という組織を作ることが必要です。

この法定合併協議会は、市長・町長、市や町の職員、そして議会の議員、学識経験者によつて構成されます。

話し合われる主な項目は、合併の是非、市町村の建設計画、新市の名称、市役所の位置、住民負担やサービスなどの取扱い

などです。

合併した場合の将来像をどう描くのか、合併が住民にとつてより良い選択であるのかなどを含めて、あらゆる事項を検討します。ですから法定合併協議会に参加したからといって「合併することが決まった」ということではありません。

そして情報の提供と住民意見の反映というキャッチボールを

繰り返しながら協議が進められます。

市町村合併の手続きを総務省の示すモデルケースで見てください。（左図）

さきほどの「優遇措置」は、左図の告示日が平成17年3月末日以前の場合に適用されますが、これを受けるために合併するわけではありません。本当に合併が小郡町にとつて

市町村合併の手続き

（総務省によるモデルケース）

① 法定合併協議会の設置

- 設置するためには、関係する市町村の議会の議決が必要
- 合併を行うこと自体の是非を含めて、合併についてあらゆる事項を正式に話し合う（住民への情報提供・住民意見の反映）
- 合併後の将来図と実現方法を市町村建設計画にまとめる

小郡町では…
・地域説明会などの実施
・町民意識調査などの実施

② 合併協定書の作成・調印

- 法定合併協議会での市町村の話し合いの結果の主要部分は、合併協定書にまとめられる

14か月

③ 市町村合併の議決

- 合併協定書に沿って各市町村の議会在議決

④ 知事への申請

- 関係市町村長すべてから申請

6か月

⑤ 都道府県知事の議決・知事の決定

- 都道府県議会の議決を経て、知事が市町村合併を正式決定

⑥ 総務大臣への届け出・告示

- 総務大臣の告示によって、合併の効力が発生し、新市町村が誕生

良い方向であるという結論に達した場合は、この期限までに合併をするほうが、有利な選択であるかもしれません。
 そのためにも、法定合併協議会の中で議論を行うことが重要です。

V 小郡町のまちづくりビジョン

2市4町はそれぞれ特色もっており、合併によりそれぞれの個性を生かし、相乗効果により、新たなエネルギーを生み出し、山口県の「県央」を全国に発信する必要があります。
 小郡町は国道9号により山口市と、国道2号により防府市と、そして阿知須町、秋穂町、徳地町へも短時間で行き来が出来ます。このように地理的に県央の「要」に位置しており、行政・経済・人の流れの中心となり、「行政の核となる施設」や「文化・交流・教育などの施設」の集積が、県央の玄関口として心ざわしいと考えています。
 小郡町が2市4町の「要」となり、特に駅南や山口市南部がこれからの県央2市4町の中で重要な役割を担うと思います。
 まちが活気づき、雇用の促

進・若者の定住が進むように、例えば、新産業の創出や、県内外から人が集まり賑わう商業施設など、また山口に来られた方をもてなす施設などの整備を進めていきたいと考えています。

おわりに

まちづくりの主役は住民であることから、10月下旬に実施します町民意識調査でも、まちづくりの方向性をお聴かせいただきたく予定です。この町民意識調査は、16歳以上の町民の方から無作為に3000人を選び、郵送により調査を行い、今後の行政運営に反映させていただきます。
 対象に選ばれた方は、是非ご協力いただきますようお願いいたします。



質問・意見

[広報に「自立したまちづくりを考える」を連載しましたが、これまでに寄せられた質問・意見の主なものをまとめました。]

町に寄せられた質問・意見

★質問

- Q 山口市の山口情報芸術センターの負債は、合併後も引き続き現山口市で負担するのか、新市に引き継がれるのか。
 - A 法定合併協議会で協議されるが、一般的には新市に引き継がれる。
- Q 各市町とも現在多額の負債があるが、合併時の市町の負債は旧市町で負担するのか、新市に引き継がれるのか。
 - A 法定合併協議会で協議されるが、一般的には新市に引き継がれる。
- Q 市町ごとに上・下水道の整備率に著しい格差があるが、合併後の旧市町の整備費の負担は、新市の一率全体負担か。それとも旧市町の未整備率により、負担するのか。
 - A 法定合併協議会の新市建設計画の策定の中で協議されるが、一般的には未整備率で費用負担は行わない。
- Q 各市町により、行政及び福祉面でのサービスに格差があるが、合併後はどうなるか。
 - A 法定合併協議会で協議され、具体的に示される。

Q 小郡町の処分可能な町有財産は時価にしてどのくらいあるのか。合併に際しその処分はどうするか。

A 告示されている普通財産（土地）は33件、116筆、約107,400㎡である。これらは売却時には鑑定評価により適正な価格を判断し、競争入札により地方自治法・町条例の規定により議会で議決され処分されるので時価の総合価格は即答できない。

これらの財産は法定合併協議会で協議されるが、一般的に新市に引き継がれ、処分等が判断される。

★意見

県央は山口県の「へそ」であり、世界の中核にならなければならない重要都市と思う。このため山口、防府、宇部の3市と吉敷郡3町による3市3町で合併を進めるべきである。

■■■ 地域説明会でいただいた質問・意見 ■■■

★質問

Q 法定合併協議会を設置する前に、合併の是非を議論すべきではないか。

A 合併の是非を含め、どういうまちづくりをするのかは、新市町村建設計画などを話し合っていないとわからない。2市4町の法定合併協議会の中で議論したい。

Q 小郡町単独でやっていけるのだから、自主性をもってやっていくべきではないか。

A 今の住みやすさがあればいいという町民の意思があれば仕方がないが、将来への継続的な繁栄を視野に入れて、合併の是非を含め議論させていただきたい。

Q 水道料金にこれだけ格差があれば、合併したら高くなるのではないか。

A これまで政策的に抑えてきたことは小郡町の独自性であり、格差については、今後法定合併協議会で調整される。

Q メリットが抽象的すぎるので、具体的に示してほしい。

A 行政サービスをどうするかなどは、法定合併協議会で協議し、この情報を住民の皆さんにお知らせする中で判断していただくことになる。

Q 合併の是非は「住民投票」によるべきではないか。

A 住民投票は、大衆操作などを受けやすく住民の意思が反映されない可能性がある。当面キャッチボールとして町民意識調査を行い、意見を聞くのもひとつの手段と考えている。今後の状況を見て、住民投票も視野に入れ検討したい。

★意見

- ・「潤い」がないことに危機感を持っている。歯止めをかけてほしい。
- ・合併してこれ以上負担が増えることや小郡町の税収が他市町に流れるのは困る。
- ・下水道や水道の隠れた問題を住民に充分説明すべき。
- ・上下水道等の特別会計に一般会計から繰出すのは当然。
- ・15年後の住民福祉を守るため「アメ（優遇措置）」に飛びつくのは問題である。
- ・法定合併協議会で小郡の主張を是非してほしい。
- ・法定合併協議会は、合併前提。設置前に議論すべき。
- ・法定合併協議会の委員は男女共同参画の視点に立って女性を加えてほしい。
- ・市役所の誘致は無理。山口県立大学・国際会議場など、教育的な施設を誘致すべき。
- ・町民の理解度に差があるので、情報を細かく、具体的にわかりやすく提供すべき。
- ・子供たちの未来のために、夢のあるまちづくりをすべき。